

山医発第 214 号
令和 6 年 5 月 2 日

各 郡 市 医 師 会
労災・自賠責保険担当理事 様

山 口 県 医 師 会
専務理事 伊藤真一

山口県医師会 労災・自賠責医療委員会
委 員 長 中村克巳

公務災害医療における支払遅延問題に関する調査のお願い

平素より医師会事業に関しましては種々ご高配賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公務災害医療において、以下の問題が生じていることから、現況のご報告をさせていただきますととともに、調査へのご協力をお願いさせていただきます。

つきましては、貴会会員への周知をよろしくお願い申し上げます。

【公務災害医療に関する問題点】

公務災害では、加療を行っても患者への医療費請求を保留して、公務災害認定がおりた後に、患者が「療養補償請求書」を医療機関に持参し、医療機関側がその書類を作成後、改めて患者に渡し、それらの書類を患者が職場に提出し、職場を通じて県の公務員災害補償基金へ請求され、それから支払が行われます。

このような手順であるため、初診から支払いまでに半年以上経過する事案が6割以上あるというデータもあり、医療機関側がより一層意識しなければ1年以上の遅延や永久に支払われない可能性もあります。

これらの問題について、山口県医師会 労災・自賠責医療委員会では改善策を県に提案しましたが、県は、全て拒否し、今までのシステムを変更するつもりは無いようです。県公務災害補償基金を信用して支払いを猶予しても、いろいろ瑕疵のあるシステムであるため、医療機関側が注意深く対応しなければ、支払が滞ってしまいます。

【医療機関側の意見調査】

上記の問題について、以下3項目を対策案として考えておりますので、ご意見をお伺いできれば幸甚です。※下記へご回答をお願いいたします。

1. 健康保険証を提示され診療を行ったが公務災害の可能性があると説明した場合

公務災害の手続きを開始しても、認定まで通常2か月以上はかかるし、更に遅れることもしばしばある。また、認定されない場合もある。よって、公務災害の認定申請を行っても、そのまま健康保険治療を行い患者自己負担分を徴収する。

その後、公務災害の認定がおりて、患者が療養補償請求書を持参した場合は、後日、医療機関で記載して手渡した際に、患者負担分を返還し、健康保険分を返戻依頼した上で、公務災害として請求する。

2. ほぼ確実な公務災害で、手続きを行う予定の患者の場合

診療を受ければ、速やかに医療費を支払うのは普通のことであり、今まで医療機関の好意により保留をしてきたが、公務災害のシステムが改善しない見込みであるため、自由診療分として、一旦、医療費全額を患者に請求する。

その後、公務災害の認定がおりて、患者が療養補償請求書を持参した場合は、医療機関で記載して手渡した際に、医療費全額を返還する。

3. ほぼ確実な公務災害で、手続きを行う予定の患者の場合（第2案）

公務災害が認定されるまでは公務災害とは言えないため、健康保険を使って、患者負担分をいただき診療請求を行っておく。その後、公務災害の認定がおりて、患者が療養補償請求書を持参した後に、医療機関で記載して手渡した際に、患者負担分を返還し、健康保険分を返戻依頼した上で、公務災害として請求する。

【回 答】 どちらかに○を付す

1. について 賛成 ・ 反対
2. について 賛成 ・ 反対
3. について 賛成 ・ 反対
4. その他ご意見がありましたら記載下さい。

県内の正確な実態を把握しておきたいと思いますので、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

締 切 日： 令和 6 年 6 月 20 日

Google フォーム： 山口県医師会 HP → 「医師・医療機関の皆様へ」 → 「医療・介護保険」 → 「労災保険関係」

アドレス <https://forms.gle/vPMGth1pUZ78HKKx6>

※カメラ付き端末の場合は QR コードをご利用ください



※いただきましたアンケートのご回答内容の取り扱いについて、
本事業の目的の範囲を超えて利用することはございません。

山口県医師会 医事・保険課 神田
TEL : 083-922-2510 FAX:083-922-2527
E-mail : h-kanda@yamaguchi.med.or.jp